

第7期東浦町高齢者福祉計画（案）に対する意見書回答

Q1 P44 「③介護予防対象者把握事業 フレイルスクリーニング事業」の対象者について、『75歳以上（昭和17年4月1日生まれ以前）』と記載があるが、毎年対象が変わるため、生年月日は不要。

A 生年月日は削除いたします。

Q2 P59 「⑥運転免許自主返納支援事業」について、老人憩の家や公共機関へいけない人はどうするか。社協の運転ボランティアについての周知がない。

A 「運転免許自主返納支援事業」は、高齢者による交通事故の減少を図るため、運転免許を自主的に返納する高齢者を支援するものであります。自主返納いただいた方には、東浦町運行バス「う・ら・ら」やJRなどの公共交通の利用助成が受けられます。ご指摘いただきました社会福祉協議会の運転ボランティアの掲載については、ボランティア団体が多数ありますので、本計画には掲載を控えております。周知については、社会福祉協議会と検討いたします。

Q3 P57 「②避難行動要支援者登録事業」災害時の避難誘導は、一般避難所が開設されてから福祉避難所が後から開設される。はじめから福祉避難所へ行けないのか。

A 自宅等で生活できない場合に被災者が一定期間生活するための施設として、町では「指定避難所」を指定しています。

「福祉避難所」は、「指定避難所」のひとつですが、学校、コミュニティセンター等の「指定避難所」を開設した後に、二次的な避難所として開設します。

福祉避難所の利用者は、障がいのある方や、妊産婦、高齢者等となり、災害の規模により避難者数も異なることから、受け入れ態勢を整える準備期間が必要となり、避難者の状況等を確認し、「福祉避難所」への避難が必要な方を、「指定避難所」から移送します。

また、町内の福祉施設と「福祉避難所」として利用するために、協定を締

結していますが、同様に開設準備期間が必要となり、「指定避難所」からの移送により避難者を受け入れます。

**Q4** 避難行動要支援者の登録者は、個別に誰が避難所に連れて行くのか。コミュニティが考えているのか。また、老人クラブの会員は、老人クラブが避難所へ連れて行くのか。

**A** 避難行動要支援者の避難は、あらかじめ登録いただいた名簿に基づいて、ご家族、ご近所の方、民生委員、自主防災会などの支援・協力を得て、円滑な避難に繋がりたいと考えています。

老人クラブの会員については、災害発生時に老人クラブで活動していた場合は、最寄りの「指定緊急避難場所」へ集団避難していただくことになると思いますが、会員を誘導して避難するといった決まりを町で定めているものではありません。

**Q5** 「計画（案）」を閲覧しても 65 歳以上のひとり暮らし老人はどのような福祉サービスを受けられるのか全く分かりません。私は 62 歳ですので、もうすぐ 65 歳になります。65 歳以上のひとり暮らしはどのような福祉サービスを受けられるのか、具体的に示してください。

**A** 第7期計画の体系として、第4章で基本目標ごとの具体的施策を分け、「実施内容」と「目標」を示しています。そして資料編に具体的施策の順に、各事業の目的や対象者を示しています。第4章で大枠の計画を示し、資料編で詳細な事業説明を行う体系となっているため、「ひとり暮らしの方が受けられるサービス」といった項目では作成しておりません。資料編で、各事業の対象者の項目をご確認いただければと思います。また、福祉課窓口に設置している東浦町高齢者福祉ガイドに、「高齢者福祉サービス対象者別一覧表」がございまして、ガイドにてご確認ください。